

# 電子申請する場合

外為法関連 - 申請様式選択

\* 様式カテゴリ: 輸入申請様式全般

\* 申請様式: 輸入割当申請様式  
輸入割当承認同時申請様式  
輸入承認申請様式(2の2号承認含む)  
輸入2号承認申請様式  
事前確認申請様式(水産物)  
事前確認申請様式(ワシントン)  
事前確認申請様式(か)  
事前確認申請様式(まぐろ)

「輸入割当承認同時申請様式」を選択してください。

## (1) 新規申請する場合

様式「600」であることを確認してください。

項	項目	入力タイプ	字数	入力値
	整理番号	システム	-	
	申請窓口コード	英数字	3	
	委任パスワード	英数字	32	SAB: 貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課
	申請者	追加	-	ISAE: 貿易経済協力局貿易管理部農水産室

「農水産室」を選択してください。

## (2) 内容変更又は有効期間の延長申請する場合

様式「609」であることを確認してください。

項	項目	入力タイプ	字数	入力値
	整理番号	システム	-	
	申請窓口コード	英数字	3	
	委任パスワード	英数字	32	SAB: 貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課
	申請者	追加	-	ISAE: 貿易経済協力局貿易管理部農水産室

「農水産室」を選択してください。

# 原産地及び船積地域の入力欄が足りない場合

(**先着順割当てでは、輸入契約書に記載の全ての原産地及び船積地域の入力が必要**です。)

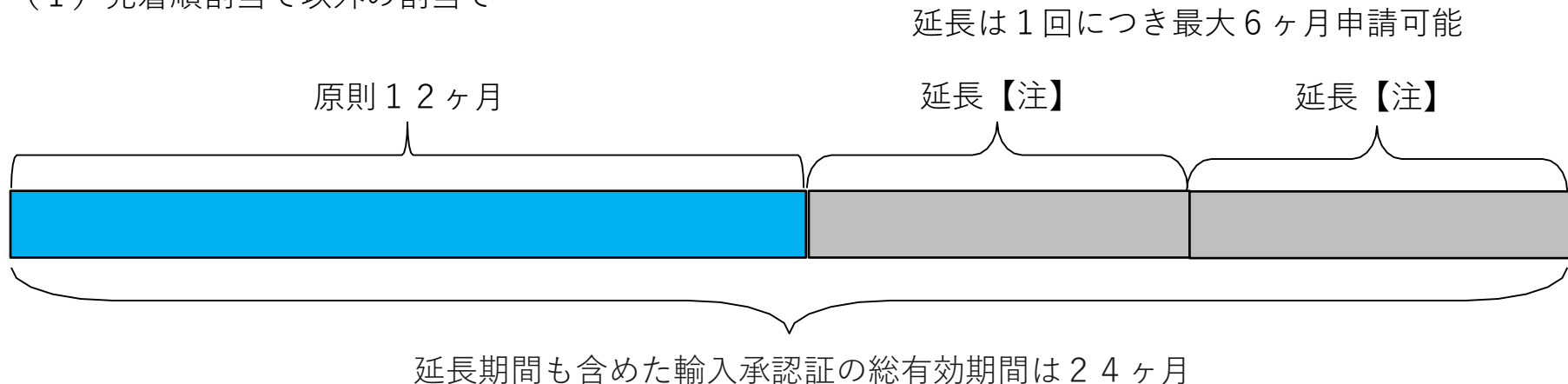
	商品名 (英文)	英数字	300	
	型及び銘柄	英数字	140	
原産地①	原産地	追加	—	
	原産地(1/10)	削除	—	
	* 原産地 国コード	英数字	2CN: P. R. OF CHINA	参照
	原産地 地域名称	日本語型	15中国	
原産地②	原産地(2/10)	削除	—	
	* 原産地 国コード	英数字	2ZZ: etc. (輸入承認又は輸入割当ての申請に限って使用できる)	参照
	原産地 地域名称	日本語型	15	
船積地①	船積地域	追加	—	
	船積地域(1/5)	削除	—	
	* 船積地域 国コ...	英数字	2KR: R. OF KOREA	
	船積地域 船積港	日本語型	15韓国	
	船積地域 船積...	英数字	30	
船積地②	船積地域(2/5)	削除	—	
	* 船積地域 国コ...	英数字	2ZZ: etc. (輸入承認又は輸入割当ての申請に...	
	船積地域 船積港	日本語型	15	
	船積地域 船積...	英数字	30	

追加ボタンをクリックすることで  
原産地の入力欄を最大10、船積地域は  
最大5まで増やすことができます。

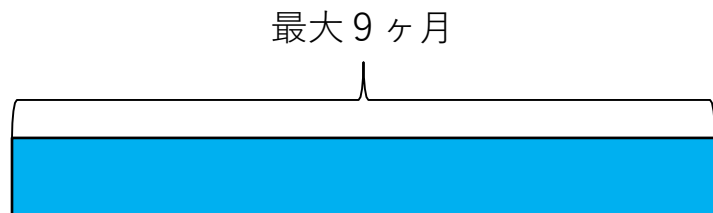
- 原産地及び船積地域の入力欄を増やしても足りない場合は、入力できなかった国名を「備考欄」に記入してください。  
(備考欄例) その他の原産地：THAILAND、RUSSIA
- 商社割当て (A1,A2) 及び需要者割当てでは、「etc」を記入することができ、「etc.」を付けて申請することを推奨します (詳細は[こちら](#))。「etc」を記入する場合は、国名を一つ以上選択した上で、次の欄で「ZZ:etc」を選択してください。「etc.」のみの記載は認められません。

# 輸入承認証の有効期間について

## (1) 先着順割当て以外の割当て



## (2) 先着順割当て



有効期間は輸入割当てを受けた日から9か月（ただし、申請受付開始日から1か月以上経過した後に申請した者の通関期間については、1か月経過するごとに1か月ずつ短縮。）  
なお、にしんの有効期間は輸入割当てを受けた日から3か月。  
**原則、有効期間の延長不可。**

**【注】** 輸入承認証の有効期間の延長は、輸入者の責任ではない（不漁など）場合については、農水産室の審査を経た上で延長することができますが、あくまで例外措置ですので厳格に運用しております。  
このため、有効期間の延長申請をする場合には、「延長を必要とすることを立証する書類」として輸出者からのレター等の提出が必要であり、輸入者に責任がある場合（ILの管理を担当者に任せきりにしていた等）の延長は認めておりません。  
なお、[こちら](#)に基づいて審査します。

(両面印刷、表面)

別表第一 (記入箇所は赤囲みの範囲)  
T2010

根拠法規	輸入貿易管理規則
主務官庁	経済産業省

輸入(承認・割当)申請書

申請者  
氏名又は名称  
及び代表者の氏名 \_\_\_\_\_

住 所 \_\_\_\_\_ 資 格 \_\_\_\_\_

電 話 番 号 \_\_\_\_\_ 申 請 年 月 日 \_\_\_\_\_

次の  
△輸入の承認を輸入貿易管理令第4条第1項  
△輸入割当てを輸入貿易管理令第9条第1項  
の規定に基づき申請します。

I 申請の明細

1 関税率表の番号等	2 商品名	3 型及び銘柄	4 原産地	5 船積地域(船積港)	数量及び単位(金額)
①	②	この欄は記入不要	③	④	⑤ 総額(US\$) この欄は記入不要
備考					

II 輸入割当て

「氏名又は名称及び代表者の氏名」欄には、会社名又は個人名(個人の場合は本人、法人の場合は代表権者(代表権を委任されたものを含む。))を、以下「住所」、「電話番号」、「資格(代表取締役などの代表者の役職)」、「申請年月日」を記入

- ①②各輸入発表の「実行関税率表の番号等」「商品名」を全て記入
- ③④輸入する貨物の原産地及び船積地域を国名で記入し、商社割当て(A1,A2)及び需要者割当ての申請において、複数の原産地及び船積地域からの輸入を予定している場合は「etc.」の記入も可能。(etc.のみは不可。例:国名, etc.)なお、品目によって原産地が制限されている場合があるため各輸入発表を確認すること
- ⑤申請する数量又は金額を記入し、単位(KG,MT,US\$,枚)については各輸入発表を確認すること

III 輸

輸入割当證明書の日付及び番号

【※印又は\*印(以下、印という。)の使用ルールについて】

- ①②⑤はどの割当申請においても記入した内容の両端に印を使用すること
- ・漁業者割当て、海外水産開発割当て及び先着順割当ての場合は③④も印を使用すること
- ・韓国を原産地とする「水産物」及び「無糖の味付けのり」については、どの割当てでも③は印を使用すること
- ・「干しのり」商社割当て(A1,A2)、「のりの調製品」商社割当て(A1)及び需要者割当てについては③に印を使用すること

( I 申請の明細 記入例)

1 関税率表の番号等	2 商品名	3 型及び銘柄	4 原産地	5 船積地域(船積港)	数量及び単位(金額)
※0301-99-2 03-02 03-03 03-04 03-05 03-09※	※活、生鮮、冷蔵、冷凍、塩蔵、塩水づけ及び鹽漬のさば並びにさばの粉及びフィッシュミール※		※Norway※	※Norway※	※100,000KG※  総額(US\$)
備考					

郵送申請する場合

【輸入割当申請時の記入について】

(両面印刷、裏面)

(裏面)

1 ※輸入承認状況(輸入割当て関係)

	輸入の承認を受けた日	輸入承認に係る数量(金額)	未承認数量(金額)	経済産業省又は税関の記名押印
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				

2 ※通 関(輸入承認関係)

税関申告番号及び申告年月日	商品名	送状数量	送状金額	通関数量	通関金額	許可又は承認月日及び税関押印

3 ※銀行等、資金移動業者又は電子決済手段等取引業者等の記載欄(輸入承認関係)

送金年月日	金額	銀行等、資金移動業者又は電子決済手段等取引業者等確認欄

- 注 (1) ※印のある欄は、記入しないこと。  
 (2) 「関税率表の番号等」欄には、関税率表の番号及び同表の品名欄に細分類がある場合における当該細分類の項目に付された数字又は符号を記入すること。  
 (3) 用紙の大きさは、A列4番とすること。  
 (4) 記載事項は、やむを得ない場合には、英語で記入しても差し支えない。